

春日井市歯と口腔の健康づくり
推進条例の解説

平成29年7月

春日井市健康福祉部健康増進課

目 次

はじめに	1
第1条 目的	2
第2条 定義	3
第3条 基本理念	5
第4条 市民の責務	7
第5条 歯科医療等関係者の責務	9
第6条 保健医療等関係者の責務	10
第7条 事業者の責務	11
第8条 市の責務	12
第9条 基本的施策	13
第10条 基本計画	16
第11条 財政上の措置	17
附則	18

はじめに

1 条例制定の背景

歯と口腔は、食べる、話す、表情をつくるなどの、人が日々の暮らしを楽しみ、自分らしさを表現するために欠かすことのできない機能を有しております。

さらに近年では、歯周病が糖尿病に影響していることや、口腔機能の向上が、要介護状態の悪化を予防するものとして期待できるなどの報告がされており、「歯と口腔の健康」が全身の健康にも深く関わっているとの指摘がされております。

また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命は、男性71.19年、女性74.21年（国・平成25年）で、平均寿命の男性80.21年、女性86.61年（国・平成25年）と比べて、男性で約9年、女性で約12年の差があります。この差の期間こそ「不健康な期間」と言えることから、平均寿命の伸びを上回るペースで健康寿命を延ばしていくことで、この不健康な期間を短くしていくことが大切です。そのような中で、全身の健康と深く関わる歯と口腔の健康づくりに努めることは、健康寿命の延伸に重要な役割を果たすと考えられます。

そこで本市は、市民の誰もが生涯にわたって主体的に歯と口腔の健康に関心を持って健康づくりに一層取り組んでいただくとともに、全ての関係者がその取組を効果的に支えることにより、市民一人ひとりの生涯にわたる健康で質の高い生活の確保につなげるため、歯と口腔の健康づくりを推進する条例を制定することとしたものです。

2 経緯

- | | |
|--------|--|
| 平成28年度 | 条例の骨子案を春日井市健康施策等推進協議会で協議
市民意見公募（平成29年3月7日～4月5日） |
| 平成29年度 | 条例案を春日井市健康施策等推進協議会で協議 |

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康が全身の健康の維持、回復及び増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、この条例を制定する目的について定めるものです。

【解 説】

この条例は、歯と口腔の健康づくりに関し、次のことについて定めることにより、市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的として制定しています。

- ・ 基本理念
- ・ 関係者の責務
- ・ 施策の基本となる事項

基本理念については第3条、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、事業者及び市の責務については第4条～第8条、施策の基本となる事項については第9条～第11条で規定しています。

また「健康で質の高い生活」とは、健康という財産により、いつまでも自分らしく生き生きと楽しみながら毎日を過ごすことを表しています。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 生涯にわたり健康で質の高い生活となるよう、歯と口腔の健康の保持若しくは増進又はそれらの機能の維持若しくは向上を図ることその他の歯と口腔の健康状態をより良くしようとする取組をいう。
- (2) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に従事する者であって歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの(歯科医療等関係者を除く。)及びこれらの者で組織する団体をいう。

【趣 旨】

本条は、この条例で用いられる用語の意義を定めるものです。

【解 説】

第1号では、「歯と口腔の健康づくり」を定義しています。

歯と口腔の健康とは、歯と口腔がむし歯や歯周病等のない状態を保ち、咀嚼^{そしゃく}や嚥下^{えんげ}等の歯と口腔が有する機能を発揮できる状態をいい、その状態をより良くしようとする取組とは、具体的には歯ブラシやデンタルフロスなどでの歯や口腔内の清掃、よく噛んで食べること、歯科健診を定期的に受診することなどが挙げられます。

第2号では、「歯科医療等関係者」を定義しています。

歯科医療又は歯科保健が主たる業務である者とその団体としており、歯科医師会などの職能団体が含まれます。

第3号では、「保健医療等関係者」を定義しています。

歯科医療等関係者とは違い、歯科医療又は歯科保健が主たる業務ではありませんが、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等の分野において、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行っている者とその団体としており、医師や看護師、言語聴覚士、介護福祉士、産業医、養護教諭などと医師会、薬剤師会などが考えられます。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 胎児の発育時期に始まり、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性並びに市民の歯と口腔の健康に関する実情に応じて、適切かつ効果的に推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に推進すること。

【趣 旨】

本条は、この条例の目的である歯と口腔の健康づくりを推進するための基本理念を定めるものです。

【解 説】

第1号は、市民の取組に関するものです。

歯と口腔の健康づくりにおいて、市民の日々の取組は、最も効果的かつ重要なものです。丁寧に歯を磨いたり、定期的に歯科健診を受診し早期に治療をすることなどにより、歯と口腔の健康は保たれます。そのような取組が生涯にわたって適切に行われるよう、市民一人ひとりに対して促していくことが大切です。

第2号は、ライフステージや市民の実情に応じた歯と口腔の健康づくりに関するものです。

歯の元は、胎児が発育していく過程において、すでに作られ始めています。生まれた後には、発育に合わせて母乳から離乳食、幼児食へと移行し、乳歯が生え、永久歯に生え変わっていきます。青年期以降は歯周病の人が増え始め、高齢期には食べ物の飲み込みに注意が必要なこともあります。このように、人生の各段階

において、口腔の機能や歯科疾患の特性は違っています。また、平成24年度実施のアンケート調査によると、全国や愛知県と比べて、春日井市は、定期歯科健診を受診する人の割合が低いなど、地域による実情が見られます。このようなライフステージや地域の実情を踏まえることにより、適切かつ効果的な歯と口腔の健康施策を推進することとしています。

第3号は、関連施策との連携に関するものです。

歯と口腔の健康づくりは、歯科医療等関係者だけで支えていくことは、十分であるとは言えません。市民が人生の様々な段階において関係する様々な分野、例えば全身の健康を考える保健や医療、障がい者や高齢者に対する福祉、社会保険、従業員の健康を考える労働衛生、健全な発育を支える学校教育などの関連施策と連携し、協力を得ながら総合的に進めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりをしっかりと支えることとしています。

第4条 市民の責務

(市民の責務)

第4条 市民は、自己の歯と口腔の健康に関心を持ち、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活において歯科疾患の予防及び歯と口腔の健康づくりに望ましい食生活を心がけるとともに、定期的に歯科健診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、生涯にわたって積極的に歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりのために、市民が担う責務を定めるものです。

【解 説】

歯と口腔の健康づくりの主役は市民一人ひとりであり、かつ最も重要な担い手であることから、市民の責務として、以下の4つについて生涯にわたって自ら積極的に努めることとしています。

- (1) 自らの歯と口腔の健康に関心を持つ
- (2) 知識と理解を深める
- (3) 日常生活において歯と口腔の健康づくりを心がける
- (4) 定期的に歯科健診を受診し、必要に応じて歯科保健指導を受ける

(1)は、(2)から(4)までの取組の根源となるものです。自分の歯と口腔の健康状態に意識を向け、関心を持つことにより、具体的な行動が取れるようになります。

(2)は、どれだけ関心があっても、正しい知識を得られなかったり、内容が理解できていなければ、適切な行動にはつながりません。そのため、関心を持った後は、自ら知識と理解を深めることを求めています。

(3)は、疾病を未然に防ぐ「一次予防」に位置付けられるものです。歯科疾患の予防のために歯ブラシやデンタルフロスなどで歯や口腔内の清掃をしたり、よく噛んで食べるなどの生活習慣に心がけることとしています。

(4)は、定期的に歯科健診を受診し、必要に応じて歯科保健指導を受けることに

より、疾病又は疾病につながる状態を早期に発見し、予防又は治療につなげる「二次予防」に努めることとしています。

第5条 歯科医療等関係者の責務

(歯科医療等関係者の責務)

第5条 歯科医療等関係者は、相互に、及び保健医療等関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりに資するよう適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりのために、歯科医療等関係者が担う責務を定めるものです。

【解 説】

歯科医療等関係者は、歯科医療又は歯科保健が主たる業務の者であることから、適切に自らの業務を行うことが、そのまま歯と口腔の健康づくりを推進することとなります。また、第3条第3号の基本理念を踏まえ、歯科医療等関係者同士や保健医療等関係者との連携を求めています。

さらに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策には、歯科医療等関係者の参画が不可欠であることから、市の施策に協力するよう努めるものとしています。

第6条 保健医療等関係者の責務

(保健医療等関係者の責務)

第6条 保健医療等関係者は、相互に、及び歯科医療等関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりを推進し、並びに市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりのために、保健医療等関係者が担う責務を定めるものです。

【解 説】

保健医療等関係者は、歯科医療等関係者とは異なり歯科医療又は歯科保健が主たる業務の者ではないことから、「歯と口腔の健康づくりを推進するよう努める」こととしています。また第5条と同様、基本理念を踏まえ、保健医療等関係者同士や歯科医療等関係者との連携を求めています。

さらに、市の歯と口腔の健康づくり施策がより効果的なものとなるよう、例えば啓発の場を提供するなど、市の施策に協力するよう努めるものとしています。

第7条 事業者の責務

(事業者の責務)

第7条 事業者は、従業員の歯と口腔の健康づくりを推進し、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりのために、事業者が担う責務を定めるものです。

【解 説】

働く人にとって、職場は一日の多くを過ごす場所であることから、事業者の取組は働く世代の健康づくりに大きく影響します。

事業者は、労働安全衛生の観点から、従業員の安全と健康を確保する責務がありますが、最近では従業員やその家族の健康が生産性や企業イメージの向上につながるという考えのもと、「健康経営」を自ら積極的に実践する企業も増えていきます。

そのような流れも踏まえ、事業者には、定期歯科健診の導入など自ら歯と口腔の健康づくりに努めるとともに、市の施策に協力することにより、従業員の健康を確保してもらうよう努めるものとしています。

第8条 市の責務

(市の責務)

第8条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、国、県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者と連携を図りながら、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

【趣 旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりのために、市が担う責務を定めるものです。

【解 説】

市は、基本理念にのっとり、国や県の方針を取り入れながら、歯科医療等関係者や保健医療等関係者など様々な立場の関係者と連携する中で、施策を総合的かつ計画的に進めていくものとしています。

なお、施策の基本となる事項については、次条から第11条で規定しています。

第9条 基本的施策

(基本的施策)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民に対する歯科健診の受診、口腔衛生の管理、食育等の重要性その他の歯と口腔の健康づくりに必要な知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関する事。
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する市民の意欲を高めるための運動の促進に関する事。
- (3) 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりの推進に関する事。
- (4) 歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う者等との連携体制の構築に関する事。
- (5) 歯科疾患の予防及び重症化を防止するための取組に関する事。
- (6) 障害者、介護を必要とする者その他の者であって定期的な歯科健診及び必要に応じた歯科保健指導又は歯科医療を受けることが困難なものに対する適切な歯と口腔の健康づくりの推進に関する事。
- (7) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の資質の向上に関する事。
- (8) 歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するための情報収集及び調査研究に関する事。
- (9) 災害発生時における口腔衛生の確保等による二次的な健康被害の予防に関する事。
- (10) 前各号に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関する事。

【趣 旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりを推進するために、市が実施する基本的な施策を規定しています。

【解 説】

ここでは、市が実施する基本的施策を、10の目的に分けて規定しています。

なお、具体的な事業名を挙げていないのは、社会情勢の変化に伴い、事業の内容や実施方法は変わっていくことから、各号に掲げた目的を最も効果的に達成できるよう、柔軟かつ適時に対応できるようにするためです。

第1号は、市民に対する普及啓発としており、第4条に定める市民の責務を、市民一人ひとりが効果的に実施できるよう、必要な知識や歯科疾患予防の取組を広め、伝えていきます。

第2号は、市民の意欲を高めるための運動の促進としており、具体的には80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという「8020運動」などが挙げられます。

第3号は、ライフステージに応じた取組の中で、生涯にわたって効果的に歯と口腔の健康づくりを推進していくものであり、第3条第2号に掲げられた基本理念に対応するものです。

第4号は、連携体制の構築としており、第3条第3号の基本理念によるものです。なお、連携する相手は「歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う者」としており、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者に限ったものではありません。

第5号は、歯科疾患の予防及び重症化を防止するための取組に関することとしており、具体的には市が実施する歯科健診などが挙げられます。

第6号は、定期的に歯科健診や歯科医療を受けることが困難な方への対応としており、訪問歯科診療の制度周知や体制整備などが挙げられます。

第7号は、歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の資質の向上に関することとしており、定期的に研修会を開催するなど、新たな情報の周知及び共有を図るものです。

第8号は、情報収集及び調査研究としており、前号に規定する関係者の資質の向上につながる情報などを収集するとともに、本市の歯と口腔の健康に関する特性や実情などを調査研究するものです。

第9号は、災害発生時における二次的な健康被害の予防としています。災害に

直接起因する受傷等の被害とは別に、避難生活において、水や口腔清掃用具が十分に確保できず、口腔の衛生管理が不十分となることで、むし歯や歯周病、誤嚥性肺炎などの二次的な健康被害が想定されます。そのため、災害発生時に歯科保健医療サービスが提供できるような体制を整備することや、水や歯ブラシがない場合の口腔ケアの方法を指導することなど、二次的に発生する健康被害の予防を図る施策を平時から実施するものです。

第10号は、前各号に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策があれば実施していくとしたものです。

第10条 基本計画

(基本計画)

第10条 市長は、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、春日井市健康づくり及び地域医療の確保に関する基本条例（平成25年春日井市条例第19号）第8条第1項に規定する計画において、施策についての基本方針、目標等を定めるものとする。

【趣 旨】

本条は、第8条の規定により、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画の策定について定めるものです。

【解 説】

歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本方針や目標等は、春日井市健康づくり及び地域医療の確保に関する基本条例（平成25年春日井市条例第19号）第8条第1項の規定に基づく計画（現在の計画名は、「かすがい健康計画2023」といいます。）において定めるものとしています。

これは、市が最終的に目指すものは歯と口腔の健康に限定するものではなく、心を含めた全身の健康であることから、歯と口腔の健康はその重要な1分野として位置付けるとともに、その他の分野とあわせて目標の進捗管理を行うことで、市民の健康づくりを総合的に推進するためです。

第11条 財政上の措置

(財政上の措置)

第11条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施に必要な財政上の措置について定めるものです。

【解 説】

市は、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとしています。

附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣 旨】

附則は、本条例の施行の日を定めています。

【解 説】

この条例は、権利の制限や罰則を伴うものでないことから、周知期間を設けることなく、公布と同時に施行するものとしています。